

## 法附則第 2 項に基づく専門委員会 における検討事項等について（案）

### 1. 検討の趣旨

#### （1）検討の目的

平成 19 年 11 月に施行された環境配慮契約法は、本年 11 月に施行後 5 年が経過する。法の附則第 2 項に定められたとおり、5 年が経過した場合において、法の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

このため、本年度は、平成 25 年度において本格的に実施する予定の検討に向けた準備段階と位置づけ、基本方針に定められた 5 つの契約類型ごとの環境配慮契約の締結実績及び競争環境に係る状況把握・整理、分析を行う。また、これらの結果を踏まえ、契約類型別もしくは法全体に係る事項に関して、措置を行う必要がある課題の抽出を行うこととする。

#### （2）検討の方法

検討に当たっては、学識経験者、地方公共団体職員等が参画する「法附則第 2 項に基づく専門委員会」（略称「5 年目専門委員会」）を設置<sup>1</sup>し、専門委員会における議論を踏まえ、検討を進めるものとする。

### 2. 検討事項等

#### 2 - 1 環境配慮契約に関する調査

第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会において、国及び独立行政法人等、地方公共団体、及び事業者等の 3 主体を対象とした調査の実施に関して、御了承を得たところである。各調査の概要等については、以下のとおりである。

#### （1）国及び独立行政法人等を対象とした調査

国及び独立行政法人等については、各機関が法第 8 条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している<sup>2</sup>。このため、各年度

<sup>1</sup> 平成 24 年 7 月 12 日に開催された「第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会」において専門委員会の設置に関して了承済み。

<sup>2</sup> 締結実績は法施行時期等の関係で平成 20 年度以降について概要がとりまとめられている（環境配慮契約法は、平成 19 年 11 月 22 日施行のため、平成 19 年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである）。

における契約類型ごとの締結実績及び推移等を整理・分析するものとする。また、これまでの各機関の契約締結実績を勘案し、環境配慮契約の取組に関するヒアリング調査又は簡易なアンケート調査を実施している（現段階の国及び独立行政法人における調査状況等については資料5参照）。

なお、ESCO 事業については「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）における見直しに係る指摘<sup>3</sup>を踏まえ、ESCO 事業の導入が進まない現状やその課題に関する検討を行う。

## （2）地方公共団体を対象とした調査

環境省において地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成 20 年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施している。調査結果によると、地方公共団体における取組状況は、地方公共団体の規模によって環境配慮契約への取組に大きな差異がみられる状況にある。

昨年度までのアンケート調査においては、地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向の把握とともに、取り組む上での主に運用面での阻害要因等に関する課題の把握を行っていた。本年度は、従前の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために必要な国に求める措置等（制度面を含む）に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の参考となる調査を実施した（詳細については資料6及び参考2参照）。

## （3）事業者等を対象とした調査

環境配慮契約法に係る課題の抽出や検討の参考とするため、受注側である民間事業者等を対象とした調査を提案募集（6 月 5 日から 7 月 4 日）に併せて実施したところ、電気の供給を受ける契約に関する課題について 3 件の提案があった（提案内容の詳細については参考3参照）。

提案者に対するヒアリング等を踏まえ、当該課題に関する考え方を以下のとおり整理した。なお、以下の考え方については、第 1 回電力専門委員会において報告した内容に、その後の各課題への対応状況等を踏まえ、一部加筆・修正を行ったものである。

### 裾切り方式の変更について

電気の供給を受ける契約において、現行の裾切り方式を変更する場合は、特定規模電気事業者（以下「新電力」という。）が利用できない電源（原子力、大型水力等）が、公正な競争を阻害しない制度設計とすべき

<sup>3</sup> ESCO 事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う。なお、債務負担年限は 10 年から 15 年に延長との意見。

本課題については、裾切り方式から総合評価落札方式へ変更する場合を想定した提案であるが、環境配慮契約法附則第3項に示されたとおり、総合評価落札方式の導入は、温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加えることとされている。また、本年7月に電力システム改革の基本方針が示され、今後、詳細な制度設計に向けた議論が行なわれるところである。このため、現段階において、総合評価落札方式に係る検討を行うことは、時期尚早と判断される。

#### 固定価格買取制度に伴う二酸化炭素排出係数について

RPS 電源を含む既存電源が対象となる固定価格買取制度により、新電力が二酸化炭素排出係数を低減するための手段が限定的になり、原子力発電や大型水力発電を有する一般電気事業者との競争格差が拡大することが懸念される。これまで再生可能エネルギーを積極的に導入し、二酸化炭素排出係数の低減に努めてきた新電力が競争において相対的に不利になる可能性がある。

固定価格買取制度に伴う電気事業者の二酸化炭素排出係数については、環境配慮契約法独自の算定方法を検討するのではなく、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく電気事業者別排出係数の算定方法により定められるものである。このため、電力専門委員会においては、二酸化炭素排出係数を基にどのような評価を行うかを検討しており、裾切り方式に使用する二酸化炭素排出係数の算定方法について環境配慮契約法の枠内で議論するものではないと判断される。

なお、裾切り方式に採用する評価要素等の具体的な内容については、電力専門委員会において検討を実施しており、11月に開催される第3回電力専門委員会において、結論を得る予定である。

#### 二酸化炭素排出係数の改善方策について

新電力が二酸化炭素排出係数の改善のために調達可能な電気的环境は改善されていない。引き続き電気事業者の二酸化炭素排出係数が裾切り方式の評価要素として採用される場合は、競争の公平性の観点から、新電力が排出係数を改善するための手法・手段の拡大が必要である。新電力が調達し得る電源として地方公共団体の所有するごみ発電や水力発電（以下「公営電力」という。）がある。しかし、公営電力は一般競争入札に付することが原則となっているにもかかわらず、一部しか入札に付されておらず、新電力にとって調達が困難である。

本年4月3日に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされている旨4月25日付で総務省より地方公共団体（一部事務組合を含む。）に対し、周知されたところである。また、同方針に基づき、公正取引委員会においては、電力市場の現状に

ついて調査を行うとともに、競争政策の観点から検討を行い、本年9月に「電力市場における競争の在り方について」をとりまとめ、公営水力等公営企業体が保有する電源に係る電力の売却<sup>4</sup>については、新電力にもその電力を利用する機会を与えられるようにすることが適当である旨、考え方を整理したところである。

上記のとおり、本課題については、一定の対応がとられているところである。

## 2 - 2 環境配慮契約における課題抽出等

本専門委員会においては、上記2 - 1 ( 1 ) の国及び独立行政法人等の契約類型別の環境配慮契約への取組状況及び取組に当たっての障害等の調査、及び2 - 1 ( 2 ) の地方公共団体に対するアンケート調査を踏まえ、契約類型別もしくは法全体に係る事項に関して、運用上又は制度上の課題を抽出するとともに、何らかの措置を行う必要性に関する検討を行うものとする。

また、併せて、環境配慮契約への取組が必ずしも進んでいない状況にある地方公共団体等に対し、効果的な環境配慮契約の導入促進方策の検討を行う。

---

<sup>4</sup> 公営水力等公営企業体は、従来、一般電気事業者に対して長期間の随意契約を締結した上で電力を売却してきた。これは、公営発電事業が行われるようになった際、小売自由化が行われておらず、一般電気事業者の発電能力を補完するものとして位置付けられてきた当初の経緯によるところがあると考えられる。しかし、現時点においてはそのように位置付ける特段の理由はないと考えられ、条例等の規制によって一般電気事業者以外の者への売却が禁じられているのであれば、当該規制を見直し、入札等により、新電力にもその電力を利用する機会を与えられるようにすることが適当である。